

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別紙1(第3条関係)</p> <p>(最低制限算定価格の計算)</p> <p>第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。</p> <p>(1) 建設工事の場合</p> <p> 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。</p> <p> ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。</p> <p> イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。</p> <p> ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。</p> <p> エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 委託業務の場合</p> <p> 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、10分の6.6に満たない場合にあつては10分の6.6とするものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>別紙1(第3条関係)</p> <p>(最低制限算定価格の計算)</p> <p>第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。</p> <p>(1) 建設工事の場合</p> <p> 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。</p> <p> ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。</p> <p> イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。</p> <p> ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。</p> <p> エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 委託業務の場合</p> <p> 次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、10分の6.6に満たない場合にあつては10分の6.6とするものとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

注：上の表の業務区分の欄に掲げる土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、Ⅰ又はⅡのいずれかを積算基準書等に応じて選択すること。

注：上の表の業務区分の欄に掲げる土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、Ⅰ又はⅡのいずれかを積算基準書等に応じて選択すること。

【別記1】

現行

業務区分		①	②	③	④	範囲
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	6/10～8/10
建築関係の建設コンサルタント業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	6.6/10～8.5/10
補償関係コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	

改正後（案）

業務区分		①	②	③	④	範囲
測量業務		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額		6/10～8/10
建築関係の建設コンサルタント業務		直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
地質調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	6.6/10～8.5/10
補償関係コンサルタント業務	I	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	6/10～8/10
	II	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	